

# 特別養護老人ホーム慈宗院 ご利用料金のご案内

06.04.01

## ◎介護福祉施設施設サービス費

(1単位=10.27円)

	施設サービス費 /日	看護体制 加算 /日	夜勤職員 配置加算 /日	日常生活 継続支援 加算 /日	栄養マネ ジメント強 化加算 /日	褥瘡マネ ジメント加 算 /月	科学的介 護推進体 制加算 /月	口腔衛生 管理加算 /月	排せつ 支援加算 /月	合計単位数 /月	処遇・特定処遇・ ベースアップ加算含 1割 /月	処遇・特定処遇・ ベースアップ加算含 2割 /月
要介護1	589単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	20,519単位	23,728円	47,456円
要介護2	659単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	22,689単位	26,238円	52,476円
要介護3	732単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	24,952単位	28,855円	57,709円
要介護4	802単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	27,122単位	31,364円	62,727円
要介護5	871単位	4単位	16単位	36単位	11単位	13単位	50単位	110単位	10単位	29,261単位	33,838円	67,675円

※新規入所者様の状況等により、月ごとに日常生活継続支援加算(36単位)、サービス提供体制強化加算(22単位)(18単位)、いずれかの算出となります。

### その他の加算

- ☆ 初期加算 … 30単位/日(30日間)
- ☆ 看取り介護加算 …
  - I 1 死亡日以前31日以上45日以下…72単位/日
  - I 2 死亡日以前4日以上30日以下…144単位/日
  - I 3 死亡日以前2日又は3日…680単位/日
  - I 4 死亡日…1280単位/日
- ☆ 看護職員処遇改善加算 … 総単位数 × 8.3%
- ☆ 看護職員特定処遇改善加算 … 総単位数 × 2.7%
- ☆ 看護職員等ベースアップ等支援加算 … 総単位数 × 1.6%
- ☆ …該当者のみ算定
- ☆ 外泊時費用 … 246単位/日(月6日限度)
- ☆ 安全対策体制加算…20単位/回(1回限り)
- ☆ 療養食加算…6単位/回(1日3回を限度)

## ★食費及び居住費(負担限度額認定証)★

	居住費	食費	[一ヶ月]	収 入	預貯金額
第2段階	370円	390円	23,560円	年金収入等 80万円以下	単身 650万円、夫婦 1,650万円
第3段階①	370円	650円	31,620円	年金収入等 80万円超120万円以下	単身 550万円、夫婦 1,550万円
第3段階②	370円	1,360円	53,630円	年金収入等 120万円超	単身 500万円、夫婦 1,500万円
第4段階(基準費用額)	855円	1,445円	71,300円	上記以外	—

## ◎その他費用

- ・医療費・薬代は別途必要となります。
- ・個人差がありますが、お菓子等の嗜好品・理美容代(1回1,500円)等も合わせ、1ヶ月5,000円～10,000円程かかります。
- ・入所時は血液検査代(4,158円)が必要となります。

### 介護保険施設における食費・居住費と 高額介護サービス費の負担限度額が 令和3年8月1日から 変わります

高齢化が進む中で、必要なサービスを必要な方に提供できるようにしつつ、負担の公平性と制度の持続可能性を高める観点から一定以上の収入のある方に対して、負担能力に応じた負担を求める見直しを行います。

① 介護保険施設入所者やショートステイ利用者の食費・居住費の助成制度が変わります。

補足給付の預貯金 要件の見直し	R3.7月まで	見直し後(R3.8月～)
年金収入等 80万円以下 (※2段階)	単身 1,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入等 80万円超120万円以下 (※3段階①)	夫婦 2,000万円	単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入等 120万円超 (※3段階②)		単身 500万円、夫婦 1,500万円

※年金収入等＝公的年金等収入金額(非課税年金を含む)＋その他の合計所得金額

食費の負担限度額 の見直し	施設入所者 R3.7月まで→見直し後(R3.8月～)	ショートステイ利用者 R3.7月まで→見直し後(R3.8月～)
年金収入等 80万円以下 (※2段階)	390円	390円
年金収入等 80万円超120万円以下 (※3段階①)	650円	650円
年金収入等 120万円超 (※3段階②)	650円	1,360円

※負担した方が額は、施設と利用者との間により決まっています。 ※負担した方が額は、施設と利用者との間により決まっています。

※食費の提供に要する平均的費用の額(基準費用額)は、1,392円～1,445円(①額)に変わります。 (注)居住費の負担限度額は、変更ありません。また、生活保護受給者や高齢福祉年金受給者等(第1段階)の負担限度額は、食費・居住費ともに変更ありません。

② 毎月の負担上限額(高額介護サービス費)が変わります。  
介護サービスの利用額と同一年間770万円以上の65%以上の方がいる場合、毎月の負担上限額が以下のとおり変わります。

新設	課税所得 690万円(年収約1,160万円)以上	14.0、10.0円(世帯)
施設	課税所得 380万円(年収約770万円)～課税所得 690万円(年収約1,160万円)未満	9.3、0.0円(世帯)

※上記以外の市町村民税非課税世帯の方等の負担上限額に変更はありません。

厚生労働省

## 特別養護老人ホーム 慈宗院

〒514-0077 津市片田長谷町167番地1

TEL 059-237-0069

FAX 059-237-4817